

『文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法に関する定め』

証券取引等監視委員会における個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

第1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、3から5までに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、証券取引等監視委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り、5に掲げる方法にあっては情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限り。

- 1 当該文書又は図画（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、2に規定するもの）の閲覧
- 2 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 3 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- 4 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
- 5 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

第2 第1に掲げる実施方法により開示の実施を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条第1項及び第2項の実施方法に準じた方法により開示の実施を行うこととする。

『電磁的記録の開示方法』

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は次のとおりとする。

1. 録音テープ又は録音ディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。
 - ①当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ②当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
2. ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。
 - ①当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ②当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付
3. 1及び2に該当しない電磁的記録のうち、監視委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができる場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。
 - ①当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
 - ②当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
 - ③当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
 - ④当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
4. 上記1～3までの実施方法により電磁的記録の開示の実施を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条第3項の実施方法に準じた方法により開示の実施を行う。